(♥) 労働調査会発行

分動基準広報 9/21

CONTENTS

連載

トラブル防止の労働法実務

6

第25回・労働条件の適法な引き下げ方法③ ~労働協約締結による労働条件引き下げの方法~

労働協約の一般的拘束力は不利益 変更でも原則として認められる

自社に労働組合がある場合は、労働協約の締結または現行の労働協約の改訂により、組合員の労働条件を切り下げる方法もある。さらに労働協約には、同種の労働者の4分の3以上に適用される場合には、非組合員であっても、他の同種の労働者にも拡張適用されるという一般的拘束力がある。この一般的拘束力は、労働条件の不利益変更についても、当該協約を特定の非組合員に適用することが著しく不合理と認められるなど特段の事情がある場合を除き、原則として、認められる。

(労務コンサルタント・布施直春)

▶ピック/「平成26年版厚生労働白書」のポイント ─────

16

およそ7割の人がストレス感じる 現役世代の男性は仕事に悩む割合高い

(編集部)

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉— 23 第16講 ハラスメント問題への対応②

具体的な日時、場所、態様の聴取を 日頃からの「人権感覚」の研鑽を

(北海学園大学法学部准教授・弁護士 淺野高宏)

●解釈例規物語⑥

- 30

第20条関係

予告手当の支払なき即時解雇と 賃金保障、予告手当の時効

(中川恒彦)

NEWS

— 1

(厚労省の研究会が新ジョブ・カードの案を示す) 簡素な様式で電子化し個人が蓄積・保存/(25年・技能実習生関係の監督指導) 違反率は前年を0.5ポイント上回る79.6%/(25年度・雇用均等基本調査結果) ポジティブ・アクション取組み企業割合が大幅減/ほか

●ひと・はなし

岡崎淳一 労働基準局長に聞く ----- 38 生田正之 職業安定局長に聞く --- 39

●労働局ジャーナル [埼玉労働局] — 40●連載 労働スクランブル® (労働評論家・飯田康夫) — 42●労務資料 ビジネスパーソン1000人調査 (働き方に関する意識) 結果 — 44●わたしの監督雑感 岡山・笠岡労働基準監督署長 岡田康浩 — 54●今月の資料室 — 56

労務相談室

回答者-

セクハラ 〔社内のトイレ清掃は女性のみが担当〕セクハラに該当するか — 48 弁護士・荻谷聡史 就業規則等 〔有期の大学教員が一定期間は高校で授業〕無期転換申込権どうなる — 50 弁護士・新弘江

粉争・訴訟 〔訴訟で付加金支払命令のおそれ〕提訴前に請求額支払うとどうなる ─ 52 弁護士・鈴木一嗣

バックナンバーが閲覧できます!!

本誌ご購読の皆様へ

http://rouki.chosakai.ne.jp/

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内